

市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金交付要綱

平成28年5月20日

告示第10号

改正 令和4年4月1日告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川三郷町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（平成22年市川三郷町告示第4号）に定める空き家バンクへの登録を促進するため、契約成立した物件に対し、改修工事や残存する家財道具等の処分を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、市川三郷町補助金等交付規則（平成17年市川三郷町規則第38号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存する個人所有の住宅（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 「併用住宅」とは、建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、その他の自己の住居する部分以外のもの（以下「非個人住宅部分」という。）があるものをいう。
- (3) 「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 「利用登録者」とは、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望し「空き家バンク」に登録している者をいう。
- (5) 「改修工事」とは、空き家バンクに登録された空き家（併用住宅の場合は、個人住宅部分に限る。）で、住宅機能又は性能の維持若しくは住居環境向上のために行う増築、修繕、補修、模様替え、更新、取替え等の工事をいう。
- (6) 「家財処分」とは、空き家バンクに登録された空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器、その他の家財道具等を処分及び撤去することをいう。
- (7) 「町内業者」とは、町内に本社、支社、支店又は営業所等を有する法人及び町内で事業を営む個人事業主をいう。

(令4告示24・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 空き家バンクに物件登録をした所有者等又は利用登録者で、売買契約若しくは賃貸借契約が成立した者（ただし、利用登録者は5年間以上市川三郷町へ定住する意思がある者）
- (2) 空き家の所有者等の3親等以内の親族でない者
- (3) 市町村税等を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる各号の工事等の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 改修工事 町内業者による居住部分に係る改修工事で、次に掲げる全ての要件に該当する工事に要する経費

ア 経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が10万円以上のものとする。

この場合において、併用住宅については、個人住宅部分と非個人住宅部分を併せた改修を行ったときは、個人住宅部分の床面積（改修を行った部分に限る。）を個人住宅部分及び非個人住宅部分の床面積の合計で除して得た商に、当該改修に要した費用の額を乗じて算出するものとする。

イ 市川三郷町住宅リフォーム助成金交付要綱（平成23年市川三郷町訓令第4号）、市川三郷町下水道水洗便所改造助成規則（平成17年市川三郷町規則第105号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）等の住宅を改修するための国又は地方公共団体からの補助金又は助成金の交付を受けていないこと。

- (2) 家財処分 居住部分に係る家財処分で、次に掲げる全ての要件に該当するものに要する費用。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を除く。

ア 経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が1万円以上であること。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主が実施するものであること。ただし、第2条第6号に規定する処分をする場合に限るものとする。

ウ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の許可を受けている法人又は

個人事業主が実施するものであること。ただし、第2条第6号に規定する撤去をする場合に限るものとする。

(令4告示24・一部改正)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる各号の工事等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 改修工事費用の2分の1に相当する額とし、100万円を限度とする。

(2) 家財処分費用は1棟あたり10万円を限度とする。

2 補助金は、同一住宅に対し、改修工事又は家財処分のそれぞれ1回に限り交付するものとする。

(令4告示24・一部改正)

(交付の申請期間)

第6条 補助金の交付申請を行うことができる期間は、改修工事及び家財処分共に売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日から1年を経過するまでの期間とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる各号の工事等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 改修工事 次に掲げる書類

ア 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し

イ 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真

ウ 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し

エ 誓約書(様式第2号)

オ 承諾書(様式第3号)(ただし、補助金の申請を行うものが利用登録者であって、賃貸物件の改修工事をする場合に限る。)

カ 前年度の市町村税等の滞納がないことの証明書(国民健康保険料を含む)(様式第4号)等

キ その他町長が必要と認める書類

(2) 家財処分 次に掲げる書類

ア 処分及び撤去に係る費用の明細書及び見積書の写し

イ 処分及び撤去を要する家財道具等の設置箇所の写真

ウ 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し

エ 誓約書（様式第2号）

オ 承諾書（様式第3号）（ただし、補助金の申請を行うものが利用登録者であって、賃貸物件の家財処分去する場合に限る。）

カ 前年度の市町村税等の滞納がないことの証明書（国民健康保険料を含む）（様式第4号）等

キ その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、内容を審査し、市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条の規定により通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、改修工事及び家財処分の内容を変更し、又は中止しようとするときは、市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金変更等申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認することが適当と認めたときは市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金交付決定変更等通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、工事等が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告し、当該工事等の完了確認を受けなければならない。

(1) 工事等にかかる領収書の写し

(2) 工事等を行った箇所の完了後の写真

(3) 登録物件に転入後の住民票（利用登録者に限る。）

(4) その他町長が必要であると認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条に規定する通知書を受けた交付決定者は、市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金交付請求書（様式第10号）により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、その他法令又は、この要綱に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 所有者等が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に当該物件を取り壊したとき、又は登録を取りやめたとき。
- (5) 利用登録者が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適當と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者から当該補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。この場合において、町長が返還を命ずる金額は、補助金交付額を5で除した額に5年に満たない期間の年数（1年未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。）を乗じた額とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年４月１日告示第24号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。